山形市と日本生命保険相互会社山形支社との包括連携に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社山形支社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、双方の保有する資源を有効に活用することにより、山形市の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、及び協力して実施する。

⑴　健康増進・疾病予防に関すること。
⑵　児童・青少年の健全育成に関すること。
⑶　地域・くらしの安全・安心に関すること。
⑷　産業振興・中小企業支援に関すること。
⑸　市政広報に関すること。
⑹　その他山形市の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

２　甲及び乙は、前項各号に掲げる事項の実施について定期的に協議を行うものとする。この場合において、具体的な実施内容については、甲乙合意の上、決定する。

（情報の保護）

第３条　甲及び乙は、前条第１項各号に掲げる事項の実施に当たり、相手方から知り得た秘密情報（公知の情報を除く。）を第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならず、又は本協定の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令の規定により開示を求められた場合は、この限りでない。

２　前項の規定は、本協定の終了後においても効力を有する。

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和９年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の１月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による終了の意思表示がないときは、本協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第５条　甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、本協定の内容の変更又は解除を行うものとする。

（協議事項）

第６条　本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有する。

令和８年　３月１０日

甲　山形市旅篭町二丁目３番２５号
山形市
山形市長　佐藤 孝弘

乙　山形市城南町一丁目１番１号　霞城セントラル３階
日本生命保険相互会社山形支社
支社長　伊藤 直芳